委員会提出議案第３号

調布市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和７年２月28日

提出者　議会運営委員長　宮　本　和　実

提案理由

刑法等の一部改正に伴い，罰則に係る規定を改めるとともに，情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部改正に伴い，引用する条項を改めるほか，所要の改正を行うため，提案するものであります。

調布市条例第　　　号

調布市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

調布市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年調布市条例第３５号）の一部を次のように改正する。

第２条第１０項中「以下」を「第１２条第５項において」に，「第８項」を「第９項」に改める。

第１２条第５項の表以外の部分中「及び第２９条」を削り，同項の表第３８条第１項第１号の項中「第９項」を「第１０項」に改める。

第１７条第１項各号列記以外の部分中「以下」を「第３項において」に改め，同条第２項第１号アの項中「又は報酬，」を「若しくは報酬若しくは」に，「その他」を「又は」に改める。

第１８条第１項中「議会の保有する」を削り，同条第２項中「この章において」及び「この章及び第４８条において」を削る。

第２７条第２項中「この章において」を削る。

第３１条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３２条第３項中「この章において」を削る。

第３８条第１項各号列記以外の部分中「この章において」を削り，同条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３９条第３項中「この章において」を削る。

第４７条中「第４章」を「前章」に改める。

第４８条中「保有個人情報の特定」を「保有個人情報の特定に資する情報の提供」に改める。

第５３条から第５５条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附　則

1　この条例は令和７年６月１日から施行する。ただし，次の各号に掲げる規定は，当該各号に定める日から施行する。

(1)　第２条第１０項の改正規定（「以下」を「第１２条第５項において」に改める部分に限る。）並びに第１２条第５項の表以外の部分，第１７条第１項各号列記以外の部分及び第２項第１号ア，第１８条第１項及び第２項，第２７条第２項，第３１条第２項，第３２条第３項，第３８条第１項各号列記以外の部分及び第２項，第３９条第３項，第４７条並びに第４８条の改正規定　公布の日

(2)　第２条第１０項の改正規定（「以下」を「第１２条第５項において」に改める部分を除く。）及び第１２条第５項の表第３８条第１項第１号の項の改正規定　令和７年４月１日

2　この条例の施行前にした行為の処罰については，なお従前の例による。